

第4期 第3回小金井市地域自立支援協議会 議事要旨

日 時：平成26年11月28日(金) 17:00～19:00

場 所：前原暫定集会施設 A会議室

出席者：協議会委員 16名

自立生活支援課長

自立生活支援課障害福祉係長

自立生活支援課相談支援係長

自立生活支援課主査

自立生活支援課障害福祉係副主査

自立生活支援課障害福祉係主事

地域生活支援センター そら 1名

配布資料1：障害福祉計画（素案）改訂版

2：相談支援部会 報告資料

3：生涯発達支援部会 報告資料

4：生活支援部会 報告資料

5：「平成26年度地域自立支援協議会交流会」資料

6：同行援護…森田純司委員

7：第5回自立支援協議会資料メモ…矢野副会長

8：次回（12月26日）の生活支援部会での協議検討事項の確認…矢野副会長

9：第4期第2回地域自立支援協議会議事録

その他追加資料

- ・11月29日開催の高次脳機能障害講演会
- ・12月3日から12月9日の障害者週間
- ・第5ブロックにおける自立支援協議会

1. 開会

矢野副会長	<p>17時を過ぎたので、第3回地域自立支援協議会を開催する。本日は高橋会長が体調不良で欠席となっているため私が議長を代行する。また、ボーバル委員から欠席の連絡が入っている。森田史雄委員から遅刻の連絡が入っている。また、大久保委員が18時半に所用のため退席する。定数は満たされているので当協議会は成立と考える。</p> <p>協議会を始める前に訃報の報告がある。今月7日に、当協議会の委員をされていた赤木敏一様が肺血栓塞栓症のためご自宅で亡くなられた。各委員には事務局より通知されていると思うが、改めて報告する。通夜には私を含めて5人の委員と事務局より2人が参列した。故人のご冥福をお祈りし黙祷させていた</p>
-------	--

	<p>だきたいのでご起立をお願いします。赤木敏一様のご冥福をお祈りし、黙祷。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、資料の説明を事務局からお願いします。</p>
事務局 (岡本副主査)	<p>開催にあたり、配布資料(資料1~9)の確認。その他の資料として、チラシを3部。11月29日開催の高次脳機能障害講演会のチラシ、12月3日から9日に行われる障害者週間のチラシ、最後に第5ブロックにおける自立支援協議会交流会のご案内。配布資料で不足しているものがあれば、事務局までご連絡いただきたい。</p>

2. 報告

(1) 平成26年度地域自立支援協議会交流会参加報告

矢野副会長	<p>地域自立支援協議会交流会の報告を事務局からお願いします。</p>
事務局 (菰塚)	<p>地域自立支援協議会交流会は、9月5日と10月17日の2回行われ、9月5日は私が1人で出席した。10月17日は高橋会長と水野委員の2人で出席した。高橋会長からは10月24日の合同部会の時に、10月17日の交流会についてご報告があったので議事録を参照していただきたい、本日は私から報告させていただく。</p> <p>9月5日の交流会に出席し、そのときは権利擁護についての分科会に出席した。小金井市のテーマ別状況等の報告は、資料5の19ページに記されているのでそちらをご覧ください。</p> <p>19ページに書かれているとおり、平成17年より権利擁護センターが開始されたこと、平成24年度より障害者虐待防止センターが開始されたこと、また、権利擁護センターにおいて、成年後見制度活用安心生活総合事業を委託することの報告を記した。</p> <p>第3期小金井市地域自立支援協議会における協議内容については、普及啓発関係の協議を行ったこととお話し、障がい者の権利擁護の観点から、一般の方と障がい者の境界を取り払い、相互理解を深めるための取り組みを協議会の中で議論したことについて説明した。以上。</p>
矢野副会長	<p>何かご質問などありますか。では次に、議題(1)部会からの報告、相談支援部会から報告をお願いします。</p>

(2) その他

一同	<p>特になし。</p>
----	--------------

3. 議題

(1) 部会からの報告

森田純司委員	<p>資料2参照。相談支援部会では障害福祉計画の第1節の指定障害福祉サービスを担当し検討しているところである。いくつかポイントを挙げて議論をしている。</p>
--------	---

	<p>一つは施設の入所者の地域生活への移行のところ、もう一つが入院中の精神障害者の地域生活への移行のところ、また福祉施設から一般就労への移行も検討した。特に入院中の精神障害者のところは前回細かく議論をさせていただいた。退院促進のところは東京都の計画をたたき台として検討はしているが、そのいくつかの数値があり、その中のどの数値を使って現在の小金井市の障害福祉サービスの見込み量としたらいいのか話し合った。</p> <p>長期入院者の削減率を採用して、少なくとも、その削減率に対応する障害福祉サービスの見込み量の増加として反映すべきとの考え方で、各障害福祉サービスの見込み量に上乘せしたほうがいいのではないかという意見をまとめたところである。詳細は報告書を参照していただきたい。その数字が10人分ぐらいになるであろうというところを検討した。おしなべて10人分を、すべての障害福祉サービスに当てはめていくというのは、大胆な意見にもなるかと思う。しかし、長期入院者の18パーセント以上削減という目標に対応する数字を掲げるべきと意見をまとめている。</p> <p>また、施設の入所者の地域生活への移行では特徴的な数字が書いてあり、入所者数と退所者数が同じ数値となっている。これはどういうことかということ、地域生活をするという流れが障害福祉サービスの中でずっとあるが、依然として入所施設は重要な役割を持っていくだろうという観点から、入所者と同じくらい待機者もいるので、むしろ維持すべきとの考え方となった。</p> <p>就労移行のところ、東京都は平成29年度中に、福祉施設から一般就労への移行者を平成24年度の移行実績の2倍以上という目標を示しているが、前回の部会の中では難しいのではとの意見が出されている。議論の中で2倍という数字で話し合われているが、個別に地域の就労移行支援施設に確認してみると、17あるいは20ぐらいの数字が、一般企業に入る上では適当なのではないかという意見も聞いている。相談支援部会からは以上。</p>
矢野副会長	何かご質問等はよろしいでしょうか。では生涯発達支援部会の報告をお願いします。
緒方久美委員	<p>資料3参照。第3回、第4回の生涯発達支援部会は、主に障がい児の親御さんから話を聞いた。課題として、療育施設が十分に確保されていないということ、個人が療育先や入園、入学先を探している状況なので公的な支援を充実させる必要があるのではないかということ。入園、入学先に受け入れてもらえないという事情があるため選択肢が狭まってしまうので、選択肢を広げる必要があるということ。入学できても、加配とか介助制度が不十分なので、もう少し充実していかなければいけないということ。担任が変わったり、学校が変わることによって、援助や理解が引き継がれず支援が繋がらないということ。また、就学相談の時に、十分に相談ができなかったとの話も出され、就学相談の中身をもう一度検討しなければいけないのではないかということが挙げられた。簡単であるが以上である。</p>
矢野副会長	何かご質問等はよろしいでしょうか。では生活支援部会の報告をする。防災計画についての検討を急遽9月に行った。10月24日の合同部会で報告

	<p>したように、市で地域防災計画の修正版が出され、パブリックコメントの募集があったので急遽 9 月の専門部会で議論してまとめた。最終的にはパブリックコメントに間に合うようにご確認いただいて提出をした。10 月 24 日の生活支援部会でも提言に向けての議論ができた。そのため、障害福祉計画の検討に時間が足りなくなってしまうという思いはあるが、いくつかの課題はまとめられたと思っている。以上。</p> <p>何かご質問等はよろしいでしょうか。では次の議題に進む。</p>
--	--

(2) 障害福祉計画について（全体の確認・スケジュールの確認）

矢野副会長	<p>議題 (2) 障害福祉計画検討に入る。事務局から全体の確認やスケジュールのことも含めて説明をお願いします。</p>
事務局 (染谷係長)	<p>配布資料の第 4 期小金井市障害福祉計画（案）参照。 8 月の全体会で配布した素案を修正している。今回はパブリックコメントを行うために、それに沿ったかたちで準備をした。8 月の時との違いも含めて説明する。</p> <p>9 ページ以降が、協議会でご検討いただいた内容を記載している。6 ページ以前は計画策定の趣旨や位置づけ、市の計画との関係などを記載している。</p> <p>9 ページ以降については、別添資料で横長のホッチキス止めのものを用意しているが、こちらに東京都の考え方が示されているので、それに沿ったかたちで若干変更している。具体的なところを申しあげると、12 ページの中段、福祉施設から一般就労への移行が 26 人という表示になっていますが、そこは変更している。それと、20 ページの第 2 節 地域生活支援事業のところは、自立支援協議会という含みを持たせて前回お答えしているが、ここは削除した。また 27 ページ中段 (3) 相談支援事業のところは若干文言を変更している。</p> <p>数値等については、国の指針や東京都の考え方に沿ったかたちで整理をしている。方策に関して、皆様に重点項目等をご検討いただきたい。</p> <p>今後のスケジュールに関しては、以前にパブリックコメントを 12 月当初からということでお話したが、議会の関係や東京都のヒアリング等も今回入ってきたので、パブリックコメントは 12 月 15 日から 1 月 15 日の予定となり、12 月 1 日号の市報には掲載している。この間、障害者福祉センターや児童発達支援センター等の市の施設に案を置かせていただき皆様からご意見を頂戴したい。1 月中旬に締め切った後に、1 月下旬の専門部会で皆様に意見をいただいて、さらに 2 月末の全体会の時まで確定というスケジュールとする。また、3 月の専門部会でその旨の報告をして、4 月から実施というかたちをとりたいと思っている。事務局からの説明は以上である。</p>
矢野副会長	<p>各部会で検討していただいた今日の報告も含めて、中身については最終確認をしたい。パブリックコメントの原案になるので、時間は短いが有意義な検討ができればと思っているので、積極的な発言をお願いしたい。</p>
森田純司委員	<p>資料 6 参照。これをご紹介しながら障害福祉計画の同行援護について検討したい。資料 6 は市内在住の視覚がい者から、ぜひ協議会で配ってほしいということでお預かりした。この方は同行援護を利用されている。</p>

	<p>小金井市は、時間数が他の区市と比べて少ないということを訴えられている。30 時間いただけているのに対して、他区ではもう少し多いと書かれている。具体的には新宿区が例に挙げられていて、小金井市も時間数をもう少し増やせないかというのが主訴である。</p> <p>またいろいろな交通機関の利用の中には不確実な要素も増えてくるところもあり、とても大切な障害福祉サービスなので、そこをぜひ訴えてほしいということだった。</p> <p>念のため新宿区にも確認したが、100 時間というのはすべて一律に出しているわけではないということだった。これはご本人へお伝えしているが、新宿区では身体介護のない方に対して 57 時間、ありの方は 28 時間を支給しているということである。他区ではもう少し多いところもあるということであった。</p> <p>これを踏まえて障害福祉計画の同行援護のところを見ていただきたい。まず 10 ページに平成 24 年度、25 年度、26 年度の実績値が書いてある。平成 24 年度は 1 人あたり 1 カ月 18 時間、25 年度は 22.5 時間、26 年度は見込数ということで書いてある。これを基本にしながら、13 ページの同行援護の平成 27 年度から 29 年度の見込数を見ていただくと、27 年度の延べ利用時間数が月 440 時間、利用者数 22 人で、1 人あたり 20 時間出されている。28 年、29 年もこれで割ると 20 時間である。伸び率は変わらず一定で 20 時間という数字が出ているが、実は 25 年度の実績値 22.5 時間よりも下回っている。実績値よりも少ないというのは、計画的に見込量としてどうなのかということである。</p> <p>障害福祉計画を決めて、440 時間を例えば 22 で割って、1 人あたり 20 時間という均等割の数字は出て来るが、私たち協議会ではライフステージに応じた支援という着目点で議論しているかと思う。この中には 20 代の視覚障がい者、40 代の方、中には 80 代の方もいらっしゃる、その年代、また社会での役割、移動する医療機関や活動場所の近い、遠いによって時間数が変わってくると思う。したがって、時間をもう少し増やさないと柔軟な対応が難しいのではないかという意見である。</p> <p>その人のニーズに合った支給ができるように、協議会から提言してはどうかと思う。具体的には、計画相談支援の制度により、個別のニーズについて支給量を出せるというのが今の制度になっている。出た支給量について、しっかりと拾い上げる枠組みを作れるように、また明確なニーズであれば、協議会の専門部会あるいは審査会などで、利用者の個別ニーズとして支給量が正しいか否か検討ができるようなシステムが必要ではないかと思っている。</p>
矢野副会長	<p>数値目標の設定で、考え方の柔軟性を加味し付記していくという意見だと捉えていいと思う。その他いかがでしょうか。</p> <p>では私から、資料 7 参照。8 月 29 日の全体会の配布資料に国からの通達である「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」があったが、私なりにもう一度読み込んでみて、相談支援事業を充実させることが、一つ大きなポイントになっている。地域移行については、数値目標が具体的にパーセンテージで出ているので、それを反映させることになる。小金井市の地域の病院や</p>

入院患者の実態や実情で、何を根拠にどんな計画を作ったらいいか、もう少しみんなで共通認識することができればと思った。

厚生労働省の11月の課長会議の資料では、特に相談支援事業は、全国的にまだ計画相談が進んでいないという実態があると記されている。また、東京都の達成率は37.8%で全国47都道府県で41位で全国平均以下ということである。厚生労働省の資料では、東京都の相談支援事業所の数で対象者の人数を割ると、1事業者が受け持つ人数が231人となっている。これは単純に東京都全体で割っているので、小金井市の実態とは違っていると思うが、東京都が非常に進んでいない状況である。厚生労働省の説明では、単純に相談支援事業者の養成が遅れているので進んでいないと説明されている。研修制度や認定ができるようなサービス管理責任者の養成を早急にしないと、通達の中では書かれているが、はたしてそれだけなのだろうかと思っている。

厚生労働省が予算配分を検討しているところだが、報酬の検討基準を見ていくと、相談支援事業の月額報酬単価が1,600点、金額にすると16,000円になるということである。1人あたりの月額報酬が16,000円で、さらに継続をされた方には13,000円に下がるというのが報酬改定の中ではあった。仮に20人受け持って26万円の給付では1人の人件費にしかならない。それではいくら事業者を養成をしても、事業運営が成り立たないと思った。

地域移行では月額2,300点で、定着支援は月額300点で金額にして3,000円でやるとなると、専門の職員を養成して対応するというのは、困難ではないかと思っている。

NHKのニュースでは、集合住宅への訪問介護の報酬単価は切り下げについて報じられていた。同じ団地の中で何件も訪問するのであれば効率がいいので報酬単価を下げられるということである。1月に来年度の報酬単価の改訂が出て来るときには、多分その辺のことが取り上げられると思う。報酬単価だけではなく、各事業所への運営のための補助金を増額するなど、何か工夫がないと、きっとできないだろうと思っている。

小金井市の障害福祉計画（素案）の改訂版を前回と見比べると、特に方策のところは文言がほとんど変わっていなかった。厚生労働省の課長会議の資料では、25年度までに未達成の項目は29年度までに達成するよう、上乘せするようにと書かれている。したがって、さらに数値を上げるいくつかの項目が出て来ると思う。それを実際に小金井市で見たときに、本当にそれが現実的なものになるのかは、時間が足りないが検討する余地は十分あると思っている。その辺の根拠になるものがもう少し出てこないか、これでいいとは言いきれないものがいくつかあるのではないかと思う。委員の皆さん一人一人がそういう数値データを持っているわけではないので、自分の分野の感覚的などころで、実感としてそういう思いなどがあって、受け止めているのではないかと思われる。やはり数字的な根拠、地域の実態などを、もう少し明らかにしながらできるとよかったのではないかという思いがある。その辺の不備も含めながら各部会で議論していることを少しでも反映したい。

	<p>各部会で検討している項目の中で一番議論になったところは、今後の3年間で重点的に達成できるような仕組み作りができないか検討できればと思っている。これは問題の投げかけとして資料を作ってみたので、今感じたことをいろいろ発言していただきたい。いかがでしょうか。</p>
本田委員	<p>10月24日の専門部会で、27ページの「地域生活支援事業サービス見込み量確保のための方策」の(3)相談支援事業については、内容的にもう少し方針を膨らませるとか、具体的な記載をするというような意見が出されていたかと思うが、何も変わっていない。そこはもう少し膨らませて、もっと具体的な内容が書かれるといいと思った。</p> <p>また、28ページの(9)移動支援事業については、前回の専門部会の中で、国へ事業の個別給付化を要望していただくだけではなく、いろいろな運用ができるような文言を入れてはどうかという意見が出ていた記憶があるが、それも入っていない。サービス量を確保するための方針なので、その辺を入れていただけるとありがたいと思う。</p>
矢野副会長	<p>今のところ、事務局から回答していただきたい。</p>
事務局 (吉本主査)	<p>文言が変わったことは、最初にご説明したと思う。27ページの相談支援事業のところは表現がかなり変わっている。地域自立生活支援センターを中心に、サービス提供事業者との連携のもとでという文言を加えている。新旧対照表がないのでわかりづらいかと思う。</p> <p>それから移動支援についても生活支援部会で、もっと柔軟な運用ができるようにというところを付け加えるべきという話があったので、移動支援のところも文言は変えている。前回配布した資料と見比べていただければ両者とも変わっている。</p>
本田委員	<p>今言われたように、(9)移動支援事業のところは、検討していきつつ「もっと柔軟な運用ができるよう」という一文言が確かに入っている。</p> <p>また、(3)相談支援事業は「小金井市障害者自立生活支援センターを中心に」というのが加わっている。私のイメージが、自立生活支援センターを中心にというよりは、もっと違うイメージだったので、あまり増えた感じがしなかった。</p>
馬場委員	<p>移動支援事業のところ「もっと柔軟な運用ができるよう」というのは、国への要望のところにかかっているもので、これは趣旨が違うと思う。「もっと柔軟な運用ができるよう」の文言は、小金井市が運用をしっかりとやるということなので、もっと前に出て来ないと困る。</p>
森田純司委員	<p>2点ある。移動支援については、前回の障害者計画の時には、通学・通園のところや肢体不自由の方への利用の検討がされていた。障害者計画をそのまま数値目標にすることは難しいかとは思いますが、地域生活支援事業なので、これも計画相談に結びつけて、児童の個別支援計画の中でニーズがあった時には、審査会あるいは協議会等々で、そのニーズの公平性が確保されているかを確認して、移動支援のもっと柔軟な利用ができるようにとの意見を、協議会でまとめることは必要と思っている。</p> <p>相談支援事業のところであるが、これは少し地域自立生活支援センターの今</p>

	<p>年度の取り組みをご説明したほうがいいかと思うので情報提供というかたちで話をしたい。地域自立生活支援センターでは、今年度、市内にある 7 箇所の相談支援事業所を集めて、「ネットワーク会議」という会議を開催している。いかに自分たちの仕事の環境をよくできるのかということ話し合い、相談支援部会にそのニーズを上げている。具体的にはモニタリングの回数について意見を具申しているところである。</p> <p>モニタリングの回数というのは、矢野副会長がおっしゃった継続サービス業務が 1,300 点で 13,000 円の収入という話に繋がるが、これを年何回もらえるかということだが、今回の計画では年 4 回という計画がされている。多いか少ないかは評価できないが、各利用者は個別にモニタリングの回数が変わるので、ここも柔軟にその数値を利用できるようにする必要があることをお伝えしておきたい。ネットワーク会議の中で、そういった環境整備にかかる取り組みを行ったり、それを協議会上げようという努力をしている。</p> <p>相談支援専門員の人材育成の必要性も矢野副会長からのご指摘があった。地域でそれを進めているところだが、東京都の相談支援専門員の研修は年 3 回だけ行われている。これは既存事業所や明確に立ち上げる事業所は、職員を研修に参加させることができるが、まだ立ち上げるかどうかかわからない事業所では、その研修に参加できないという状況だと聞いている。</p> <p>地域自立生活支援センターでは、地域の関係機関や社会福祉法人の方々にお声かけをして、実務経験 5 年以上の方で、何人か選んでいただいて支援センターに登録をしていただき、支援センターの既存事業所の中の増員というかたちで、研修会に入れるような取り組みを進めている。これは事業所ごとに兼務の課題があるので注意深くすすめる必要がある。</p> <p>今回の研修からやっていくので、どれだけ東京都がこのやり方で採ってくれるかわからないが、ぜひ地域自立支援協議会でこの活動を認識していただき応援していただければと思う。登録型の相談員というかたちで、計画相談だけでも進めていけるようなことになって、後々各事業所でそれが展開できるようになったら、そこから事業所を立ち上げていくというような加速化策としての対応をとっていきたい。</p>
矢野副会長	<p>28 ページの (9) 移動支援事業の最後のところのように「…国へ要望の働きかけを行っていきます。」という文言になっているが、要望をして、国はどういう回答で、どうだったのか。それについて小金井市としてはどう対処するのが、書かれているとわかり易いと思う。</p>
事務局 (高田係長)	<p>地域生活支援事業の財政負担割合で介護給付については、国が 2 分の 1、東京都が 4 分の 1、市が 4 分の 1 と明確に分かれている。ただし地域生活支援事業の体系としては、そのように明確にはなっていない。ある一定のところまではそうなっているが、それを超えると市単独の補助というかたちになってしまう。これはずっと東京都を通して国へ要望しているが、国は、地域生活支援事業については地域で主体的に行う事業なので、そのようなかたちになっているという回答である。</p>

	<p>例えば同行援護は、移動支援の一部が強い要望によって個別給付化されたものである。根強くやっていくしかないので、引き続き働きかけをして、課長会などの会議で取り上げていただき、東京都を通じて国へ要望していくことになる。</p> <p>市としても柔軟な運用をしたいのは山々であるが、柔軟な対応をすると、それだけの財政負担が発生してしまうのである。お金を除いたところでの柔軟な負担というのは難しいので、毎年の予算要求の時には、少しずつではあるが働きかけは続けている。例えば移動支援では、長期休暇の期間だけでも時間数を増やしてほしいとか、今は時間が月割りになっているが、年間を通した時間数にしたいなどの要望を上げているところである。歯がゆい答えになるかもしれないが、努力はしているのでご理解いただきたい。</p>
矢野副会長	他にご意見等いかがですか。
吉岡委員	基本的なところで、例えば 13 ページにある同行援護の平成 27 年度から平成 29 年度の計画値は、計算上では 1 人あたり 20 時間になっている。ところが現状は 30 時間出ているという場合に、計画達成なのか、未達成なのか、報告を上げる時の基準は何になるのかうかがいたい。
事務局 (高田係長)	目標については限られてくる。11 ページの基本目標が、いわゆる目標設定するサービスになる。それ以外については目標の設定はしていない。実績値に対して対応をするかたちで、サービス見込み量確保のための方策で文章化している。平成 29 年度までの予定が書かれているが、この協議会で、ここは 1 人 30 時間という枠があるわけだから、実績に関係なく 30 時間で計算して書くべきだという意見をいただければ、一人 30 時間で計算して書くことは可能である。ただ、現実を見ると 30 時間使えてないので、平成 29 年度に、30 時間で設定したが満たなかったのはどうしてかという疑問が起こってくることは、目に見えていると思う。
吉岡委員	<p>地域でそれぞれの方が豊かに暮らすということが目的である。人によっては 30 時間マックスに使わなくてもいい人もいるし、人によってはもう少し時間がほしいという人もいると思う。定められた時間の中で、柔軟に配分できるような運用、時間設定などを協議会の中で提言できれば、その人にとって本当にいい使い方ができるだろう。</p> <p>30 時間を超える部分で、もう少し時間を増やすべきという第三者の意見を織り込むことが計画相談支援の役割なのだから、柔軟な運用ができ、しっかりした支援ができることが、良いことなのではないかなと感じた。</p>
矢野副会長	計画相談を全ての対象者へ提供できていないという現実がある。計画相談を受けた人は、それを根拠に要請をすれば 30 時間を超える必要性を評価する機会があり得るが、計画相談を受けられていない人で 30 時間を超える必要が現実にあった場合、その要請に柔軟な対応がどこまでできるかという問題だと思う。確かに個別性なので、それをここへどう反映させていくか。数値目標はこのままでやむを得ないが、その辺をどう対応ができるのかを、方策の文言に組み込めるといいのではないかなと思う。

	<p>第 1 節の指定相談支援と第 2 節の相談支援事業は、きちんと連動させて計画を立てないといけないと思っている。私もどう文言にしていかがというの、頭をひねっている。11 月に行われた厚生労働省の課長会議の資料などを読んでみたが、理解できない部分が沢山ある。その辺はいかがだろうか。</p>
馬場委員	<p>平成 25 年度の地域自立支援協議会の多摩地区交流会に参加させていただいた時に、個別協議の中で、計画相談の対象者に計画導入が行き渡った時に、相談支援事業者間で利害がぶつかるので、そこは地域自立支援協議会の部会で、調整していくシステムにしているという話があった。利害関係の調整機関は必要ではないかと思う。</p> <p>また、相談支援事業者を通さなくてもセルフプランでやりたいという方は、市の窓口へ行った時に、一対一の関係しかないのでは、どこかで救済する必要があると思う、その辺の流れは文言に入れるべきではないかと思う。</p>
矢野副会長	<p>小さい自治体であれば地域自立支援協議会が福祉事業の核として機能できるだろうが、月 1 回の協議会の中で、どこまで柔軟に機能できるか、本来そのような調整機能を持たなければいけないのだろうが、部会と全体会がうまく機能した運営の仕方も含め、協議会のあり方を考えていかないといけないと思う。</p>
馬場委員	<p>まず市がどう考えるのか、その辺りの認識を擦り合わせて、次にどのような組織でやったらいいのか、オンブズマンで全部調整をしてもらうのか、地域自立支援協議会が担うのか、今日は決められないと思うが、利害関係の調整機関を置かなければいけないということは書いたほうがいいと思う。</p>
矢野副会長	<p>市はいかがですか。</p>
事務局 (高田係長)	<p>介護保険は介護度によってきっちり枠が決まっているが、障害福祉サービスは限度が明確でなく枠が青天井である。そのため支給決定基準を各市独自に作っている。このように市が一方的に支給決定基準を決めてきた経緯がある。</p> <p>同行援護については、地域の皆様がニーズを把握されているところなので、この方の状態であれば何時間、このケースでは何時間というように、地域自立支援協議会が行政と一緒に話し合ってもらって、支給決定基準を作っていければ、利用者も満足し、市としても地域の皆様の意見を聞いたかたちとなり、うまくやれているのではないかと考えている。</p> <p>他市での重度訪問介護では、重度の利用者が時間数を大幅に使うサービスとなっており、お金もかなり出ている。ここが青天井なところで、24 時間公費でヘルパーが入るといったような状況もある。果たしてそれがいいのか検討をする必要があると思っている。当事者、事業所、行政を含め基準を作る必要があると考えている。</p>
矢野副会長	<p>パブリックコメントの期間が 12 月 15 日からなので、それまでに障害福祉計画の原案を決定しなくてはならない。特に大きく数値目標を見直してほしいところがあるならば今のうちにご発言をお願いしたい。</p> <p>市の財政事情もあるかとは思いますが、小金井市障がい者ビジョンに書いてある「…地域でともに支え合いながら、安心して暮らしていける」というところに、どのように反映したらいいか、変更すべき箇所があれば変更したい。いかがで</p>

	しょうか。
森田純司委員	<p>全体にかかるところの文言で、13 ページの指定障害福祉サービスの見込み量のところに「…地域自立支援協議会等で明らかになったニーズ動向を踏まえ、サービス利用の新たなサービス対象者を勘案しつつ、各サービスの 1 カ月あたりの見込み量を年度ごとに算出しています。」という説明がある。ここに高橋会長がおっしゃっている生涯発達支援の視点を、可能であれば文言に盛り込んでいただきたい。</p> <p>障害福祉サービスは 0 歳から 65 年間あり、介護保険が 65 歳からあるいは 40 歳から生涯に亘っており非常に長く、介護予防プランと介護プランの 2 段階になっている。障害福祉サービスの場合は各年代に応じて、いろいろなプランやモデルが設定できることになっている。さらにその人の生活状況や障がいの状態によってサービス量は変わってくると思うので、「障害福祉サービスに定められた中で、ライフステージに応じて柔軟な支給量の決定ができることとする」という文言を入れていただければいいのではないかと思う。</p> <p>「福祉計画内の時間においては」というところは、一定のルールとして必要だと思う。例えばそれでやってみたら、この計画を超えたということになると、市の予算を崩すようなことになるので、それは審査会の意見が必要であるとか、何かそのあたりのシステムを表記できるといいと思う。キーワードは協議会のテーマともなっている、生涯にわたるライフステージにおいて、見込み量も調整ができる地域であってほしいと思う。</p>
矢野副会長	事務局はいかがですか。13 ページの 3 の冒頭の文章に、「ライフステージにおいて支援や給付のあり方も柔軟に対応することを考える」という文言を入れたらどうか。
森田純司委員	「…努める」くらいの表現でいいのではないか。
矢野副会長	その一言が入るか、それとも 4 の「…見込み量確保のための方策」のところに、その辺の表現を含めた文言を入れることが可能なのか。
事務局 (高田係長)	それは、年代に応じて柔軟にサービスを支給するということですか。
森田純司委員	年代というのは一つの区切りであって、その年代の中の「個別のニーズに応じて」というところが中心になると思う。年代層に応じて、人生役割があり、その人の活動範囲が変わってくると思う。一定の区切りが必要である。この計画の中の時間数の配分の中で「努める」という表現を入れることで一つ前進だと思う。
中村委員	<p>現実的に個別ニーズをどう捉えるかは非常に難しいと思う。ある程度の基準があれば可能だが、ない中で年代とか個別のニーズと言ってしまうのはどうかと思う。ある程度のお約束を決めておかないと、「個別のニーズに」という文言にひっかかってしまう気がする。</p> <p>先程、馬場委員の話のように、ある程度ここで調整するというものがあつた方が逃げられるような気がする。</p>
吉岡委員	第 3 期障害福祉計画と障害者計画を立てるときに、5 ページに保健福祉総合計

	<p>画が載っているが、そこで初めてライフステージの考え方が使われ、何歳から何歳という表現になったと思う。</p> <p>小金井しあわせプランの長期の計画の中に、乳幼児期とか青年期とかいう図が載っていたと思う。そこがしっかりとライフステージという表現が入っているということが、生涯発達の基本になって、児童発達支援センター「きらり」を作り上げる原動力になったということが載っていたのではないかと思う。</p>
矢野副会長	<p>保健福祉総合計画の障害者計画の103ページの(3)障害のある人が安心して暮らしていくための仕組みづくりというところで、発達障がいについては「ライフステージ」という文言が計画の中に入っている。児童発達支援センターを作ることに、その中に大きく書かれていたと思う。</p>
吉岡委員	<p>中村委員がおっしゃったように、ある程度の枠というのはあるが、それを柔軟に、しっかりと協議をして、ちゃんと計画相談を立て妥当性の検討もする必要がある。馬場委員がおっしゃったような公平性も確保できる。</p>
矢野副会長	<p>厚生労働省の資料を見ると、計画相談の全ての対象者に対してサービス導入が達成していない区市町村は役所が対応して、セルフプラン作成支援もしくは代替プランを作成して支給決定し、それを相談支援事業所に移行していかなくてはならないとの通達があるかと思う。国の通達では乳幼児期から高齢期までの各ライフステージにおいて支援の推進を図るとした内容も織り込まれている。</p>
中村委員	<p>計画相談については、本来の目的に沿った計画相談ができるようになると信用性が出て来る。誰にだって計画相談があって話を聞くことができるが、言いたいことを言った人は取り入れられ、何も言わない人は拾われないという状況が少なからずある。</p> <p>本来は誰もが拾ってもらえるような、声が聞かれるようなシステムが、計画相談によってできるだろうと思っている。相談支援事業所が計画を立てたり、セルフプランになってみたり、市が代替プランをやってみたりという、アンバランスの中、なかなか難しいと感じている。</p> <p>早く計画相談を地面に近づけるように、どうやったら動けるのかということが大きな課題だとすると、相談支援事業の充実のためには、運営面でやってくれるような保障がないと、結局はそこが大事だと思っている。</p>
矢野副会長	<p>指定特定相談支援事業所が100パーセント計画相談を達成できる体制になればいいのだが、小金井市は100パーセントには程遠い状況である。</p>
事務局 (高田係長)	<p>大体25パーセントである。</p>
矢野副会長	<p>そうすると100パーセントに近づけるのは程遠い状況なので、第4期の3カ年で例えば全国平均の65パーセントぐらいまでやるのだということになったら、どういう方策をしたらいいのか。統計ではトップは群馬県、愛知県が2位、青森県が3位、東京都は41位である。</p> <p>これは全国課長会議の資料なので都道府県単位である。区市町村は東京都の資料を見ないとわからない。計画相談支援の提供体制、状況についても、東京</p>

	<p>都は相談支援事業所数が 264 で、障害福祉サービス利用者数が 61,000 人という状況である。区部と市部ではまた違うと思う。そのような実態も含めて議論をしないと、足元が見えてこないの、様々なデータをきちんと確認をしながら細かい検討をする必要があると思う。今の段階ではそこまで行かないので、次の課題としてその辺の議論が協議会でできるといいと思う。今のところは、各部長と協議し、事務局と詰めるというかたちでよろしいか。</p> <p>では、第 3 節の児童通所支援事業と、そのほかの発達支援のところの課題があまり議論されていないが、ここは新たに計画に織り込まれるゼロベースのものである。生涯発達支援部会が出された議論を含めて、お気づきのところがあれば補足していただきたい。</p> <p>この部分は厚生労働省の資料には医療と教育とのネットワークが重要だと書かれている。療育の問題と学齢期の教育との連携が含まれると思う。児童通所支援事業は児童発達支援センター「きらり」だけになるのですか。</p>
中村委員	<p>医療型というのは小金井市にはない。なおかつ医療的ケアがあっても、走り回る子がいると、その狭間にいる人は行くところなくなる。多摩療育園は医療的ケアをしながら比較的重度の方が対象であって、走り回る子は受け入れてもらえない。すると、走り回る子はどうするのかというところが、抜けているのではと感じる。</p>
馬場委員	<p>医療型児童発達支援は小金井市にはないのに、なぜ実績が書いてあるのかが理解できない。</p>
事務局 (高田係長)	<p>これは市内の事業者の実績ではなく、小金井市が支給決定している人数なので、他市の施設に通所している方も含まれている。</p>
矢野副会長	<p>広域でお願いしているということである。市内に重身のお子さんが結構いらっしゃるようだが、その辺のチェック体制がここでは出ていない。利用者は現実にはいるのである。</p> <p>地域差があって、府中市は身体障がい児（者）の通所事業所があるのと、病院があるので、小金井市より府中市に移ってくる方が多い。もう少しこの分野をどうケアしていくかは今後の課題だと思う。今現状は、小金井市内では身体障がい者の通所施設は、小金井市障害者福祉センターが一手に引き受けるわけである。</p> <p>学校の現場では、刀根委員いかがだろうか。</p>
刀根委員	<p>幼稚園、保育園から小学校へ 1 年後に入学を予定されている方、小学校 6 年生で中学校に入学を予定されている方の中で、特別な支援が必要な方々についての、様々な就学相談をやっている会に私も出ている。</p> <p>学務課の話では、今年は例年になく沢山の就学相談のご希望をいただいている、去年まで予定していた就学支援委員会の回数ではとても対応できないので、少し回数を増やそうということで取り上げられている。そのような現状から考えると、今こちらに示されているさまざまな相談支援というものが、こんなにニーズが増えているのかというイメージはある。</p> <p>そんな中で、今各小学校、中学校には特別支援学級等を作って対応している</p>

	<p>が、実は通常の学級のほうに通っているお子さんの中でも、今後支援が必要なケースというのは「きらり」へつながって、お世話になっているが、そういったニーズに十分に対応できる体制は、保護者の方々からしてみると非常に喫緊の課題として求められている。予算には限りはあるだろうが、手厚い体制を整えていただくことが大切だと思っている。</p>
矢野副会長	<p>この辺は自立生活支援課と教育委員会の連携が必要だし、高橋会長が普段から強調していることだが、地域自立支援協議会の委員に教育委員会の方が出席していただくことが必要である。</p>
刀根委員	<p>学校のほうで、さまざまな相談支援が必要だといったときに、保護者がどこに相談したらいいのか、なかなかわからないところもある。</p> <p>そういった流れの中では、小金井市教育委員会で、こういったケースはこういったところに相談したらいいというような、さまざまな情報提供をしているし、市でも教育相談所というものを持っているので、そこから相談に行くケースもある。「きらり」においても、こういった相談ができるということで、ご紹介もさせていただいている。これまで知らなくて、どこに相談していいのかわからなかったというケースが、今後減っていくとすると、相談自体が今後は増えてくる可能性があるのでは、一応知っておいていただきたいと思った。</p>
矢野副会長	<p>厚生労働省の中で一つの課題として出てくる項目の分野なので、全国の実態を踏まえて、新たな提案が厚生労働省から出てくるのではないかと思う。市としても「きらり」をスタートさせて、これからどのように見通していくかという問題になるかと思う。</p> <p>どういう計画と構想でそれを充実させていくかということが、この中で少し語られるといい。数値目標だけではなく、文言でその辺が入れられるといいという気はする。</p>
植草委員	<p>十分な理解はできていない中で恐縮だが、今お話しがあったことに関連して、計画の中身を見させていただくと、人、物、金に制限がある中で、いろいろなことをやっていただいているということと、今後やっていただく計画があるということはよく理解できる。</p> <p>例えばいろいろなサービスのメニューが用意されているが、そういったサービスのメニューについて、そのサービスを受けられる対象者にきちんとそういう情報が伝わっているかどうかという部分で、不十分ではないかと思う。仮にそういった情報提供の部分で少し弱い部分があるのなら、そこに対して新たにこんな方策を打つとか、あるいは今までこのように方策を打っているが、それをさらに充実させていくという内容が少し盛り込まれていると、この計画を見たときに市民の立場で言うと安心感がある。</p> <p>市報やホームページで情報公開することは大前提であるが、例えば精神障がい者であれば医療機関は絶対だと思うから、そこに行くと、「あなた方はどこどこに住んでいますね。あそこではこういう新しいサービスが始まりましたよ。このサービスを、ここまでまずは利用してみたらどうですか」など、医療期間がそういうことまで把握されていけば問題ないのだろうが、仮にまだ情報提供</p>

	<p>の仕組みとしては不十分なところがあるのならば、そういったところに対して行政としても情報を流すとか、皆さんに集まっていただいて何か会合を開くとか。すでにもうやられているのかもしれないが、そういったところがないと、いろいろなメニューは用意していただいても、知っている人は知っているが、知らない人は全然こういうサービスを受けられない。ある時誰かに出会ったら、「そんなサービスがあるのですか」というような状況が結構あるような気がする。その辺はどうかというのが気になっている。</p>
矢野副会長	<p>いかがですか。</p>
小松委員	<p>それに関連して、聖ヨハネ会においても相談支援事業を始めたが、親御さんに話をしていると「相談支援って何ですか」という質問が来る。相談支援専門員が少ない中で広報というのは難しいかもしれないが、待っているのではなくて出向いて行って、市民の幸せな生活を支えていくということも必要ではないかと思った。</p>
矢野副会長	<p>当事者やその家族が、相談支援そのものをまだよく理解していないということについてどうだろうか。</p>
小松委員	<p>児童の親御さんは興味を持って積極的にやっていかれるのだろうが、成人になると親御さんが高齢なので、1回の説明ではわからないなどということがあると思う。そこを市内で目に見えるかたちで示していくことが必要なのではないか。</p>
矢野副会長	<p>ここへ来てたくさん課題が出て来てしまった。</p>
吉尾委員	<p>今の話は同感である。精神障がい分野は親御さんはすごく高齢なので、もう障害者自立支援法から障害者総合支援法になっても、名前とか制度、そういったことを理解されることはあまりない。知らないのだから、そんなサービスがあれば使えたのにとすることはあると思う。</p> <p>本人も、病院では治療してくれるが、就労のことなどの説明がなかったので、初めて市役所に行ってわかったという話はよく聞く。</p> <p>やはり病気を抱えている方はそれだけで困難なことがたくさんあるし、多量の向精神薬を服用しており、少しボーっとする薬なので、なかなか理解に乏しくなる面もある。どうやって情報を伝えていくのかということはずごく重要なことだろうと心から思っている。</p>
矢野副会長	<p>医療機関にはケースワーカーがいて、精神障がい者が社会復帰するときの橋渡しに重要な役割を担うのではないかと思う。したがって、医療機関と相談支援機関の連携がうまくとれているかどうか、個人情報共有のあり方というのは、きっとどこでもネックになってきているだろうと思う。その辺もどのようにつなげていくか課題として残っている。</p> <p>大久保委員はそろそろ退出をしないといけない時間になってきたので、地域で関わっている立場からどうですか。</p>
大久保委員	<p>この領域については、全然当事者のことを知らないし、事業者のことも初歩的なところしか認識していないので、ご苦労が多く、ただただ驚いている。</p> <p>お話をうかがっていて感じたことは、いろいろな障害福祉サービスがあって、</p>

	<p>これだけ使えるという予算的なものは単純に時間で表現されているが、予算との絡みがあるものの事業者の方は計画を作る際に、十分なサービスを提供したいという思いがたくさんある。それと予算とのやり取りは、事業者と行政とが直接やり合うのはなかなか難しいだろうと感じた。</p> <p>先ほどから話が出ている、何か調整機関があつて、そこが基準をいろいろ作って、「こうしたらどうですか」とか、「このケースの場合は個別に考えて、ここまで」という調整役をしてくれるような機関があると、事業者も利用者も、行政もやり易さが出てくるのではないかと思う。行政の担当者が「この人、特別だね」と言ってしまうわけにもいかないだろうから、「あそこで決めてくれたから、こうしています」という、それぞれへの説明がつく、そのための機関があることはとても大事だと感じた。</p>
矢野副会長	その他、何かありますか。
馬場委員	<p>先ほどの啓発の話や調整機関の話などは、具体的にどう取り組むか、いろいろ議論はあると思う。5 ページに「基本の方針による施策体系」とあるが、これはビジョンが書いてあるだけで体系でも何でもない。当然体系と謳う以上は、きちんと、「何々をやります。そこでどういう事業者がいて、そこで利害関係をどうやって調整します」と書かないといけないと思うので、ここに少し文言を加えて具体性があるようにしてほしい。</p> <p>第4期は計画相談がうまく回れば、多分大きな問題は解決するのではないかと思う。そこを重点に置いて、こういうビジョンで体系づくりをやるということを宣言していただければいいと思う。具体的に書くのは難しいかもしれないので、ここに書き加えることは一つの案として提案したい。</p>
矢野副会長	ありがとうございます。他の方はよろしいですか。では今まで重点的に議論になったところは、もう少し文言を膨らまし、この後各部会長と事務局と詰めて確認し、文言を修正したものを各委員の皆さんに送って、修正がなければパブリックコメントに出すというかたちでよろしいですか。
事務局 (岡本副主査)	事務局です。今回12月9日に東京都のヒアリングがあり、12月12日金曜日までには印刷にかけないとならないスケジュールとなる。大変申し訳ないが、皆様からうかがったご意見については、各部会長と調整をした後、会長、副会長との調整で、12月12日に最終結論ということで出したいが、いかがですか。
一同	異議なし。
矢野副会長	では、今たくさん出されたご意見をできるだけ反映するように、事務局と相談するので、よろしく願います。では計画案については以上で終わりとする。その他、特になければ事務連絡をお願いします。

(3) その他

一同	特になし。
----	-------

4. 事務連絡

(1) 第4回地域自立支援協議会(第4期)の開催について

事務局 (岡本副主査)	<p>次回の全体会は2月27日午後5時からとなる。場所については決まり次第連絡する。また、次回の部会については12月26日金曜日、こちらは前原暫定集会施設A、B、C会議室をそれぞれ予約してあるので、部会ごと部屋に分かれていただければと思う。</p>
----------------	--

(2) その他

事務局 (岡本副主査)	<p>本日お配りした追加資料について併せて連絡する。1点目は、「高次脳機能障害とはどういうもの?」ということで、明日午後2時から4時まで、萌え木ホール3階A、B会議室において講演会を開催する。お時間のある方はぜひご参加いただければと思う。2点目、「障害者週間」については、担当の方から説明させていただきます。</p>
事務局 (高橋主事)	<p>障害者週間実行委員会事務局からお願いである。毎年12月3日から9日までは障害者週間ということで、小金井市では「ともに生きるやさしい町」をテーマとして毎年行事を行っている。</p> <p>今年は12月3日土曜日にスペシャルイベントと題して、午前11時から午後5時まで各種イベントを行う。</p> <p>11時からは故赤木委員が活動していた小金井ハーモニカアンサンブルによるハーモニカ演奏。</p> <p>ロンドンパラリンピックの陸上100メートル走競技に出場された古畑篤郎氏の講演。実際に使われた競技用の車いすなども展示していただくことになっている。</p> <p>難病、統合失調症を抱えながら苦難を乗り越えて来られた体験談を宮原千恵氏にご講演いただく。</p> <p>シャンソン歌手の岩崎桃子氏とピアノ伴奏はマツオカ利休氏による演奏会。</p> <p>交流イベントと題して手話ダンス体験。こちらは明日午前10時より市内在住の小中学生を対象に、障がいを抱えている方たちと一緒に手話ダンス体験をしていただく。</p> <p>その他チラシには書かれていないが、12月3日から9日までの平日の期間、小金井市役所第二庁舎のエントランス部分で、障がい者施設の物販、パンや焼き菓子、嗜好品などの販売などを行う。こういった活動を一般の方々にも知っていただくため、皆さんにもご協力いただいて、できるだけ周知していただければと思う。よろしく願います。</p>
矢野副会長	<p>ありがとうございます。このポスターの一番上のトラの絵を描いたのは、私が今担任している生徒である。何を描いていくのか見ていないとわからないが、なかなかユニークな絵を描いてくれる少年である。ちなみに小金井特別支援学校で、明日学習発表会があり、作品展示と舞台発表があるので、お時間があれば9時半からやっているのをお越しいただければと思う。</p>
事務局 (葦塚)	<p>もう1点事務局から連絡である。添付資料のとおり第5ブロックにおける自立支援協議会交流会の開催が12月18日に予定されている。参加希望の方は地域生活支援センターそら葦塚までご連絡をいただきたい。委員の中で参加希望</p>

	がない場合には、事務局のほうで調整させていただくのでよろしく願います。
矢野副会長	資料 8 は生活支援部会の次回の議題の資料になっているので、お目通しいただければと思う。生活支援部会は障がいの理解啓発が 12 月と 1 月の部会の検討課題になっているので、それに関わって今までやってきた防災とリンクするかたちでできればと思っている。 他に報告事項がなければ、地域自立支援協議会を終わりとする。

以上